

(昭和 34 年 6 月 19 日最高裁判所 第二小法廷判決)

連帯債務は、数人の債務者が同一内容の給付につき各独立に全部の給付をなすべき債務を負担しているものであり、各債務は債権の確保及び満足という共同の目的を達する手段として相互に関連結合しているが、なお、可分なること通常の金銭債務と同様である。

ところで、債務者が死亡し、相続人が数人ある場合に、被相続人の金銭債務その他の可分債務は、法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継するものと解すべきであるから（大審院昭和 5 年（ク）第 1236 号、同年 12 月 4 日決定、民集 9 卷 1118 頁、最高裁昭和 27 年（オ）第 1119 号、同 29 年 4 月 8 日第一小法廷判決、民集 8 卷 819 頁参照）、連帯債務者の一人が死亡した場合においても、その相続人らは、被相続人の債務の分割されたものを承継し、各自その承継した範囲において、本来の債務者とともに連帯債務者となると解するのが相当である。

本件において、原審は挙示の証拠により、被上告人の父 A は、昭和 26 年 12 月 1 日上告人らの先々代「甲」、先代「乙」及び乙の妻である上告人 B を連帯債務者として金 183,000 円を貸与したこと、甲 2 号証によれば、昭和 27 年 12 月 31 日にも、同一当事者間に金 98,500 円の消費貸借が成立した如くであるが、これは前記 183,000 円に対する約定利息等を別途借入金としたものであるから、旧利息制限法の適用を受け、183,000 円に対する昭和 26 年 11 月 1 日から昭和 27 年 12 月 31 日まで年 1 割の割合による金 18,452 円の範囲にかぎり、請求が許容されること、（右のうち、昭和 26 年 11 月 1 日とあるのは、同年 12 月 1 日の誤記であること明らかであり、また、原審の利息の計算にも誤りがあると認められる。）「乙」は昭和 29 年 3 月 23 日死亡し

（「甲」の死亡したことも、原審において争のなかつたところであるが、原判決は、同人の債務を相続した者が何人であるかを認定していない。）、「上告人 C、D、E 及び訴外 F の四名は、その子として「乙」の債務を相続したこと、債権者 X は、本件債権を被上告人に譲渡し対抗要件を具備したこ

とを各認定したものである。

右事実によれば、「甲」の債務の相続関係はこれを別として、上告人 B 及び「乙」は被上告人に対し連帯債務を負担していたところ、「乙」は死亡し相続が開始したというのであるから、「乙」の債務の 3 分の 1 は上告人 B において（但し、同人は元来全額につき連帯債務を負担しているのであるから、本件においてはこの承継の結果を考慮するを要しない。）、その余の 3 分の 2 は、上告人 C、D、E 及び F において各自 4 分の 1 すなわち「乙」の債務の 6 分の 1 宛を承継し、かくして B は全額につき、その余の上告人らは全額の 6 分の 1 につき、それぞれ連帯債務を負うにいたったものである。

従って、被上告人に対し B は元金 183,000 円及びこれに対する前記利息の合計額の支払義務があり、その他の上告人らは、右合計額の 6 分の 1 宛の支払義務があるものといわなければならない。

しかるに、原審は、上告人らはいずれもその全額につき支払義務があるものとの見解の下に、第一審判決が上告人「乙」に対し金 281,500 円の 3 分の 1、その他の上告人らに対し金 281,500 円の 6 分の 1 宛の支払を命じたのは、結局正当であるとして、上告人らの控訴を棄却したものである。

それゆえ、上告人「乙」は、全額につき支払義務があるとする点において、当裁判所も原審と見解を同じくすることに帰し、その上告は結局理由がないが、その他の上告人らに関する部分については、原審は連帯債務の相続に関する解釈を誤った結果、同上告人らに対し過大の金額の支払を命じたものであつて、同上告人らの上告は理由があるというべきである。

よって、上告人乙の上告は、民訴 401 条、95 条、89 条に従い、これを棄却し、その他の上告人らの上告については、民訴 407 条 1 項により、原判決を破棄し、これを広島高等裁判所に差し戻すべきものとし、裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。